

令和3年 第2回

# みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和3年2月10日（水曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

## みなかみ町農業委員会第2回会議議事録

- 1 開催日時 令和3年2月10日 午後1時30分
  - 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
  - 3 出席委員 19名  
1番委員 榎 洸 武 重      2番委員 星 野 敏 雄      3番委員 内 海 博 光  
4番委員 高 橋 公 利      5番委員 廣 田 尚 夫      6番委員 石 坂 哲 次  
7番委員 今 井 育 男      8番委員 吉 野 拓 夫      9番委員 星 野 榮 一  
10番委員 阿 部 均 司      11番委員 森 下 一 郎      12番委員 本 多 偉 男  
13番委員 本 多 通 治      14番委員 原 澤 幸 好      15番委員 原 澤 章  
16番委員 田 村 隆 司      17番委員 内 海 美 津 江      18番委員 高 宮 玉 江  
19番委員 高 橋 久 美 子
  - 4 欠席委員 なし
  - 5 議事録署名委員  
9番委員 星 野 榮 一      10番委員 阿 部 均 司
  - 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名  
事務局長 鈴木 伸 史      書記 本 間 泉      書記 小 林 紀 之  
書記 我 妻 園 華
  - 7 会議に附した事件  
議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第8号 農用地利用集積計画に対する意見決定について  
議案第9号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）
- 協議事項・報告事項  
(1)農業経営改善計画の認定について
- その他
- 8 会議の成立  
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会      みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。

開 会 末

議 長      会長議長となり、議事録署名委員に9番星野榮一委員・10番阿部均司委員を指名し、議事に入る。  
では、早速議事に移ります。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局

1ページをお開き下さい。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。別紙記入事件、2件。

次のページをお開き下さい。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしくお願いいたします。

議長

事務局より説明いただきました。

では最初に、番号1、〇の〇〇さんの件ですが、これにつきまして、現地調査を2番の星野委員にお願いしてございますので、結果の報告をお願いいたします。

2番委員

2番の星野敏雄です。よろしくお願いいたします。

この案件について、2月3日の日に現地に行って、見てきました。それと、その日に〇〇さんに話をし、内容を聞いてきたわけでございます。

まず、権利を取得しようとするということで聞いたところ、埼玉県野菜農家で研修をし、それからその後、沼田市の養鶏農家で研修をしたということだそうです。その中で、できれば許可後、耕作を始めたいということでございます。

それと、面積については、既に去年12月に沼田市の〇地区ですかね、〇というところで1反2畝、〇の人が持っているわけですが、それを借りるということで既に許可をいただいていますということで、今回のを入れますと約3反歩になるということで、当然、面積的には1反歩以上は超えているということでございます。

それから、周辺農地に対しての支障の有無ということですが、3面が道路に囲まれております。それから、1面が畦畔で段差がついているところだということで、周辺農地に影響するようなことはないというふうなことであります。

現地を見たところ、そのようにできている。ただ、現地は、ここにも申請の調書にもありますように、耕作放棄地だということで、耕しはしていなかった。いわゆる草が生えていて、現在は枯れていますというふうな状況でございます。

その他については、特段これといった問題点はないというふうなことでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございますが、委員の皆様方から質問、意見等ありましたらお願いいたします。

（「なし」の声）

特にないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思います。よろ

しゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続いて、2番、〇の〇〇さんの案件です。

これにつきまして、7番の今井委員に現地調査をお願いしてございますので、調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員

7番、今井育男です。

先日、7日の日に現地確認を行ってまいりました。

〇〇さん本人と立会ってもらった中で、現地確認をしてまいったわけですが、場所なんですけれども、大きく分けて3か所あるわけなんですけれども、〇地区と〇地区それと〇という、3か所に大きくすると分かれているわけなんですけれども、最初に、〇〇さんの家は何年も間、ちょっとそこを聞いてこなかったんですけれども、養蚕農家であったわけなんですけれども、今現在は何に力を入れているかという、乾燥芋をやっているわけなんですけれども、芋ってどれぐらい面積作っているんだいって言ったら、芋だけで2町歩から作っているという話で聞いたりして、認定農家になっている家です。

そして、最初に〇のほうから話していきたいと思うんですけれども、〇の場所なんですけれども、〇線を〇方向に行きまして、〇の町営住宅を過ぎて行った中で、〇線のガードがあるんですけれども、そのガードをくぐってすぐのところを左に折れて、線路沿いに南へ下がった所の一角です。

本当にすぐ左に曲がったところなんですけれども、場所的にはそこなんですけれども、そこにおかれまして、今、本当に荒廃農地に等しいぐらい木が生えたりしている場所でした。まだ管理もしていなくて、あったわけなんですけれども、それに隣接するその南側なんですけれども、南側については〇〇さんの家の所有地となっております。とにかく、畦畔が高くてすごい場所なんですけれども、そここのところを取得したいという話でありました。

自分でバックホーを持ったりしているので、木だのあれして、本当に田んぼにして耕作できるかと聞いたわけなんですけれども、バックホーもあるしと言うから、それはちゃんとしますという話をもらってきました。その場所についてはそんなことで話したんですけれども。

2番目に、〇の場所なんですけれども、〇の場所については、そのガードをくぐってすぐ左に曲がる先に、東電の〇発電所の取り入れ口、取水口なんですけれども、それに行く東電の道路があるんですけれども、それ沿いなんですけれどもね、それを左に曲がって行きますと、その場所へ入れるんですけれども。

そここのところは、やはり田んぼ換地、それで畑です。あったわけなんですけれども、当初はその広いほうなんですけれども、そここのところに入っていったんですけれども、現地確認に行ったときに、そここのところにもう1筆、〇〇さんの土地があるだけなんですけれども、何でこれが一緒にしてやらなかったんだということで話したんですけれども、いや、そこに〇〇さんの土地があるのが分からなかったということで、その後から申請出してもらって、なったわけなんですけれども。

残された人もかなわないし、今、飛び地で、それこそ道路で切られて少しずつ残っているようなところが普通の一般農家でも多く見られるんですけれども、そういうところが困った困ったという話を随分聞いていたわけなんですけれども。

も、一緒にそれを取っ得してもらったらどうかという話でしたんですけれども、また後でそれはやればいいんじゃないかという話だったんですけれども、譲受人のほうが、そういうような形で今回一緒にというような話で話ししてもらった中でこう出てきたんだと思うんですけれども。

そこにおかれても、やはりアカシアとかそういう木が生えている土地でありました。周りについても、隣接地についても、それを隣接地に害するような場所ではありません。そこもきれいにして田んぼにしますという話でした。

3つ目に、〇なんですけれども、〇地区もあれだ、それからまた先へ行って、〇の部落に入って行って、〇の〇信号があるんですけれども、その手前を右へ曲がっていったところのすぐ、その一角なんですけれども、その1枚田です。

そこについては、もう去年も借りて耕作しているんだという話でありました。また、そこについては、違う場所なんですけれども、そこからすぐ右なんですけれども、そこは自分の土地でありながら道路がなく、入り口がないんだということで、これ、道路じゃないですけれども、田んぼで使いたいんですけれども、それでも自分の田んぼになれば、そこから入って行けるからということで、取っ得したいんだそうです。

そんな話を承ってまいりました。別にこれといった事実関係にも、何ら支障はないと思うんですけれども。

まあ、そんなようなことでありまして、よろしくご審議のほうお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございますが、皆様方から質問、意見等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

特になければ、申請のとおり許可をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

そうしましたら、4ページをお開き下さい。

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。

次のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。別紙記入事件、1件です。

次のページをお開き下さい。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしくお願ひします。

議 長

ただいま事務局よりご報告をいただきました。

これにつきまして、現地確認の調査を1番の櫛淵委員にお願いしてございませぬので、調査結果の報告をお願いいたします。

1 番委員

1 番、櫛淵です。

この案件は、先ほど事務局のほうで説明がありましたように、昨年の5月28日、農振の除外申請を受けての申請でございます。

7日の日に現地を確認したんですが、いまだ手をつかない、くいが入っていただけで現状維持というか、皆さんに見ていただいたときと同じままでございました。そのぐらいですかね。

ということで、皆さん見ていただいておりますので、あとは特段懸念するような材料はなくて、これからの進捗状態は後日注視していきたいと、このように考えております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

この件につきましては、昨年度の除外申請で現地の確認をされた方も多いかと思いますが、この件に関しまして質問、意見等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

特にないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思いますのですが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

5ページをお開き下さい。

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。別紙記入事件、1件です。

次のページをお開き下さい。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長

事務局から説明をいただきました。

この件に関しましては、現地の確認調査を4番の高橋公利委員にお願いしてございます。調査結果等の報告をお願いいたします。

4 番委員

4番、高橋公利です。

2月6日に現地調査並びに聞き取りを行いました。

場所は、JAのガソリンスタンドのOの信号から南に行きまして、クロネコヤマトの宅急便のところから100メートル程度のところです。周りには人家がありまして、その一角にあります。

先ほど説明があったとおり、平成22年に相続で受けたんですが、勤め人ということで、2筆ありまして、その南側です。譲渡人が勤め人ということで、耕作がなかなかできていないということです。譲受人のほうについては、Oで大変雪が多いところなので、ある程度年齢もいきましたし、もう少し雪の少ないところに家を建てて、そこで生活したいというようなことだそうです。

周りで、家が点在してしまっていて、農家がしっかりしているという形ではないような場所になっています。北側がもう1筆あるんですが、見ましたら、平屋のお家を建てるということで、この北側についても日照等、問題はないのではないかなと思っています。既に図面もできてしまっていて、申請を受けた後に着工するような方向に進もうと思っているようです。

ということで、1から4について特に問題となるようなところは見つからなかったと思います。ご審議のほどをよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をいただいたとおりでございますが、皆様方のほうから質問、意見等ありましたらお願いをいたします。

(「なし」の声)

特にないようですので、申請のとおり許可を決定としたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案第8号 農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局よりお願いいたします。

事務局

7ページをお開きください。

議案第8号 農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので、承認を求める。別紙記入事件、3件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田の賃貸借の通年、2, 283㎡。利用権の存続期間は、5年、496㎡、7年、1, 460㎡、10年、327㎡。合計2, 283㎡、貸し手は3戸、借り手も3戸でございます。

9ページに総括表がございますが、ここで1点訂正をお願いいたします。

番号3の存続期間についてなんですけれども、R13年2月24日とあるのを、R8年2月24日に訂正をお願いいたします。

そのほかはご覧いただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長

事務局より説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

(「なし」の声)

なければ、ただいま説明をいただいたとおり承認をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案第9号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)の案件でございます。事務局より申し上げます。

事務局

10ページをお開きください。  
議案第9号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）。  
次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので、承認を求めます。別紙記入事件、11件。  
次のページをお開きください。  
農用地利用集積計画概要でございます。  
田は、賃貸借の通年、19,101㎡、使用貸借の通年、10,249㎡。  
利用権の存続期間は、10年、29,350㎡。合計29,350㎡、貸し手は11戸、借り手は1戸でございます。  
12ページから15ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上、よろしく申し上げます。

議長

これは説明をいただきました。これにつきましては、設定を受けるものについては全部同一人のようでございます。  
皆様方のほうから質問、意見等ありましたらお願いいたします。  
（「なし」の声）  
ないようですので、報告のあったとおり承認をしたいと思います。よろしく  
お願いいたします。  
では、以上で議事につきましては終わりにしまして、次に、協議・報告事項に移りたいと思います。  
1番の農業経営改善計画の認定について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

16ページをご覧ください。  
協議事項・報告事項（1）となります。  
農業経営改善計画の認定について報告いたします。  
今回の内容としましては、2件とも継続による認定案件となります。  
認定日は、ともに令和3年1月25日ということでございます。  
内容につきましては、恐れ入りますが、各自ご覧いただきたいと、このように  
思います。  
以上、よろしく申し上げます。

議長

事務局より説明もらいました。  
一覧表にあります、鈴木ハ一郎さん、それから林 勝正さん、この2件でござ  
います。  
皆様方のほうから質問等ございますか。  
（「なし」の声）  
なければ、報告のとおりに承認をしたいと思います。よろしく  
お願いいたします。  
以上で協議・報告事項を終わります。  
続きまして、その他につきましては、何か事務局よりありましたらお願いしま

す。

どうぞ。

事務局

すみません、事務局のほうとしてはございません。

議 長

ないですか。

事務局よりその他について案件ないそうでございますので、以上で本日の議事、協議・報告事項、その他を含めて終了させていただきます。

お疲れさまでした。よろしく申し上げます。

閉会

みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午後2時10分〕